あなたに贈る

ふくしのお仕事はんど・ぶっく

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
茨城県福祉人材センター

目　次

1. 福祉の仕事や職場について知りたい… 1

①福祉の仕事の全体像 …… 2

②福祉の職種と仕事内容・役立つ主な資格

介護福祉士 …… 8

介護福祉士実務者研修 …… 10

介護職員初任者研修 …… 11

介護支援専門員（ケアマネジャー） … 12

サービス管理責任者 …… 13

社会福祉士 …… 14

精神保健福祉士 …… 15

社会福祉主事任用資格 …… 16

保育士 …… 18

児童指導員任用資格 …… 19

理学療法士 …… 20

作業療法士 …… 20

言語聴覚士 …… 21

公認心理師 …… 22

看護師 …… 23

③社会福祉施設等の種類と目的 …… 24

2. 福祉の仕事・就職活動の実際（Q&A）… 28

①福祉施設等の職員採用について …… 29

②勤務時間・勤務形態について …… 30

③採用試験について …… 31

④これから福祉の勉強がしたい方へ …… 34

3. 福祉人材センターについて …… 35

①福祉人材センターとは …… 36

②福祉人材センターの主な事業 …… 36

③福祉人材センターを活用しよう …… 37

④「福祉のお仕事」を利用しよう …… 38

⑤「求職者マイページ」に登録しよう …… 39

資料からみる茨城の姿、私たちの暮らし …… 40

1. 福祉の仕事や職場について知りたい

① 福祉の仕事の全体像

② 福祉の職種と仕事内容

③ 社会福祉施設等の種類と目的

① 福祉の仕事の全体像

	職種	仕事の内容
介護のしごと	介護職員 ケアワーカー 介助員 生活支援員 ホームヘルパー	高齢者や障害者の日常生活の自立を支援するサービス提供を中心に、食事や入浴、排泄、衣服の着脱や移動など、利用者の生活全般にわたって必要な援助を行います。
保育のしごと	保育士	子どもたちの保育にあたります。子どもたちに食べる、眠る、排泄するなどの基本的な生活習慣を身につけさせるとともに、遊びの面からは集団活動を通して社会性を養います。
	児童館職員 児童厚生員	遊びを中心に指導を行い、児童の自主性や社会性・創造性を高め、地域で児童が健全に育つよう援助します。
相談援助のしごと	介護支援専門員 （ケアマネージャー）	介護保険制度において、ケアプランの作成、介護サービス提供事業者・施設との連絡調整、要介護認定の際の訪問調査などケアマネジメント関連の業務を行います。
	相談支援専門員	障害者・ご家族への相談援助業務や各種障害福祉サービスの案内、サービス等利用計画書の作成を主な業務としています。必要に応じて訪問相談・関係機関との連絡調整を行い一人ひとりに寄り添った支援を行います。
	生活相談員	利用者・家族からの相談対応、事業計画の立案や個々の利用者の援助計画の作成などを主な業務としています。また施設・事業所内の職種間調整や関係機関の連絡調整も大切な仕事です。
	職業指導員 就労支援員 生活支援員	利用者の希望や適性、障害の状況（知的障害・精神障害・身体障害）に合わせた各種作業活動における支援を行います。利用者が自立して社会生活を営むことができるよう職業上の技術の習得や訓練・指導・相談支援・適正に合った職場探しなど就労に向けた支援を行います。

働く場所	必要とされる資格
・各分野 （高齢者、障害者、児童）の施設 ・訪問介護事業所	介護福祉士資格（詳細はＰ**8**へ） 介護福祉士実務者研修（詳細はＰ**10**へ） 介護職員初任者研修（詳細はＰ**11**へ）
・保育所 ・乳児院・児童養護施設 ・障害児施設　など	保育士資格 （詳細はＰ**18**へ）
・児童館 ・児童遊園	下記のいずれかに該当することが必要です。 ①都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業 ②保育士の資格を有する者　③社会福祉士 ④高校を卒業後２年以上児童福祉事業に従事 ⑤大学で心理・教育・社会・芸術・体育の学科を卒業したもので、都道府県知事もしくは市町村長が認めた者 ⑥幼稚園・小・中・高校教諭免許のいずれかを有する者
・介護保険施設 ・居宅介護支援事業所 ・居宅サービス事業所（ホームヘルプ、デイサービス、グループホーム等） ・地域包括支援センター	介護支援専門員資格 （詳細はＰ**12**へ）
・特定相談支援事業所 ・一般相談支援事業所 ・障害児相談事業所	相談支援専門員資格（指定された業務での実務経験と研修）
・デイサービス事業所 ・ショートステイ事業所 ・特別養護老人ホーム　など	社会福祉士資格（詳細はＰ**14**へ） 社会福祉主事任用資格（詳細はＰ**16**へ） 精神保健福祉士資格
・支援事業所 （移行・B型・A型）	資格要件はありませんが、一定の経験や技能が求められることがあります。

	職種	仕事の内容
相談援助のしごと	児童指導員	児童の指導・育成計画の立案、施設内の調整、親や学校、児童相談所との連絡調整業務を行います。子どもたちの年齢や能力に応じて社会的な生活力を身につけられるよう生活全般の支援を行います。
相談援助のしごと	児童自立支援専門員	入所しているそれぞれの児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。
相談援助のしごと	児童生活支援員	入所しているそれぞれの児童の状況に応じて生活支援を行います。
相談援助のしごと	精神保健福祉士	精神障害者の退院後の住居や再就労についてなどの相談に応じ、日常生活に適応するために必要な訓練と指導を行います。また、家族との面接や関係機関との連絡調整を行うなど、社会生活に適応できるよう支援していきます。
相談援助のしごと	福祉活動専門員	社会福祉の啓発や調査、福祉関係団体の援助、在宅福祉活動の企画立案や実施、ボランティア活動の振興などを行い、さまざまな福祉活動が地域に根ざした成果をあげるよう活動を行っています。
相談援助のしごと	母子指導員	母子の自立促進を目的として、個々の母子の就労、児童の養育などに関する相談、助言や関係機関との連絡調整を行います。
調理に関するしごと	栄養士	施設の食事の献立作成や栄養評価の算定、食品の保存や給食施設の衛生管理などを行います。また、配食用の弁当の献立作成や、栄養相談、料理教室など正しい食生活を指導し、施設利用者や地域の人たちとの健康づくりを手伝います。
調理に関するしごと	調理員	栄養士の作成した献立に基づき食事を作ります。衛生的に処理し、利用者に合わせた調理方法を工夫し、食べる喜びを提供します。

働く場所	必要とされる資格
・児童養護施設 ・児童発達センター ・障害児入所・児童心理治療施設	児童指導員任用資格 （詳細はP**19**へ）
・児童自立支援施設	下記のいずれかに該当することが必要です。 ①医師であり、精神保健に関して学識経験を有するもの ②社会福祉士 ③都道府県知事指定の児童自立支援専門員の養成校を卒業 ④大学・大学院で社会福祉学・心理学・教育学もしくは社会学を履修、卒業し、１年以上児童自立支援事業に従事 ⑤高卒後、3年以上児童自立支援事業に従事 ⑥小・中・高校教諭免許を有し、１年以上児童自立支援事業に従事又は２年以上教職に従事
・児童自立支援施設	下記のいずれかに該当することが必要です。 ①保育士の資格を有する者 ②社会福祉士 ③高校を卒業後３年以上児童自立支援事業に従事した者
・精神障害者関係の各施設 ・保健所 ・精神保健福祉センター ・病院	精神保健福祉士資格 （詳細はP**15**へ）
・社会福祉協議会	下記の資格が求められることがあります。 社会福祉士資格（詳細はP**14**へ） 社会福祉主事任用資格（詳細はP**16**へ）
・母子生活支援施設	下記のいずれかに該当することが必要です。 ①厚生労働大臣の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業 ②保育士・社会福祉士・精神保健福祉士の資格を有する者 ③高校を卒業後２年以上児童福祉事業に従事
・各分野の施設・事業所 ・病院　など	管理栄養士資格 栄養士資格
・各分野の施設 ・サービス事業所、病院　など	調理師資格を求めるところがあります。

	職種	仕事の内容
運営管理に関するしごと	事務員	経理や庶務等の仕事にあたります。経理では地方自治体への運営費の請求、財務管理、職員の給与事務などの業務があります。また、庶務では文書の作成、発信、授受、管理、施設設備の維持管理など多岐にわたります。
保健医療に関するしごと	看護師	高齢者や子ども、障害を持つ人々の健康管理や衛生管理を行い、利用者の健康を医療の面から支えます。また、利用者やその家族への相談助言をする力や、他の専門職と協働する力がより求められます。
	理学療法士（PT）	福祉施設・事業所において、何らかの原因で身体の機能に障害を持った方に、日常生活動作の獲得、筋力の維持、心身の機能の回復・維持を図るための訓練と指導を行います。
	作業療法士（OT）	何らかの原因で障害を持った方に対し、一人ひとりが望む生活をサポートするために、作業を通して心身の機能の回復・維持を図るための訓練を行います。
	言語聴覚士（ST）	何らかの原因で言語障害や難聴、失語、言語発達遅滞など言語･聴覚の障害を持つ人に対し、専門的な訓練、指導を行い、機能回復や障害の軽減を図る専門職です。
	視能訓練士	視力の機能に障害を持つ人に、医師の指示のもと、目の検査や機能回復のための矯正訓練を行います。
	心理職	相談面接等を通じた対象者の心理状況の把握･判断や、個々人への心理的な療法等を行います。

働く場所	必要とされる資格
・各分野の施設 ・事業所	資格要件はありませんが、実際の求人では福祉に対する理解や基礎知識、簿記やパソコン操作などの実務的な知識･技術を求められます。
・各分野の施設 ・居宅サービス事業所 （訪問看護ステーション、デイサービス等） ・保育所 ・病院　など	看護師資格、准看護師資格 （詳細はP**23**へ）
・各分野の施設 ・居宅サービス事業所 （訪問看護ステーション、デイサービス等） ・病院　など	理学療法士資格 （詳細はP**20**へ）
・各分野の施設 ・居宅サービス事業所 （訪問看護ステーション、デイサービス等） ・病院　など	作業療法士資格 （詳細はP**20**へ）
・各分野の施設 ・居宅サービス事業所 （訪問看護ステーション、デイサービス等） ・病院　など	言語聴覚士資格 （詳細はP**21**へ）
・病院 ・リハビリテーションセンター など	視能訓練士資格
・児童相談所、婦人相談所 ・障害者・障害児童施設　など	下記の資格を求められることがあります。 臨床心理士資格 公認心理士資格 （詳細はP**22**へ）

② 福祉の職種役立つ主な資格

介護福祉士　高齢者や障害者の生活をサポートする介護の現場の重要資格

介護福祉士とは

介護福祉士とは、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づいた国家資格です。

介護福祉士の名称を用いて、専門知識及び技術をもって、身体上・精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障のある人の入浴、排泄、食事、その他日常生活に必要な介護を行い、また、その人や介護者に対して介護に関する支援を行う専門職の資格です。

活躍する場

➡介護保険施設
➡障害者支援施設
➡訪問介護（ヘルパー）事業所など

高齢者施設をはじめ、障害者関係の施設や事業者、病院など、今後高齢者や障害者の介護サービスの需要が増えるに伴い、介護福祉士が活躍する場はさらに広がってゆくことが予想されます。

資格の取得方法

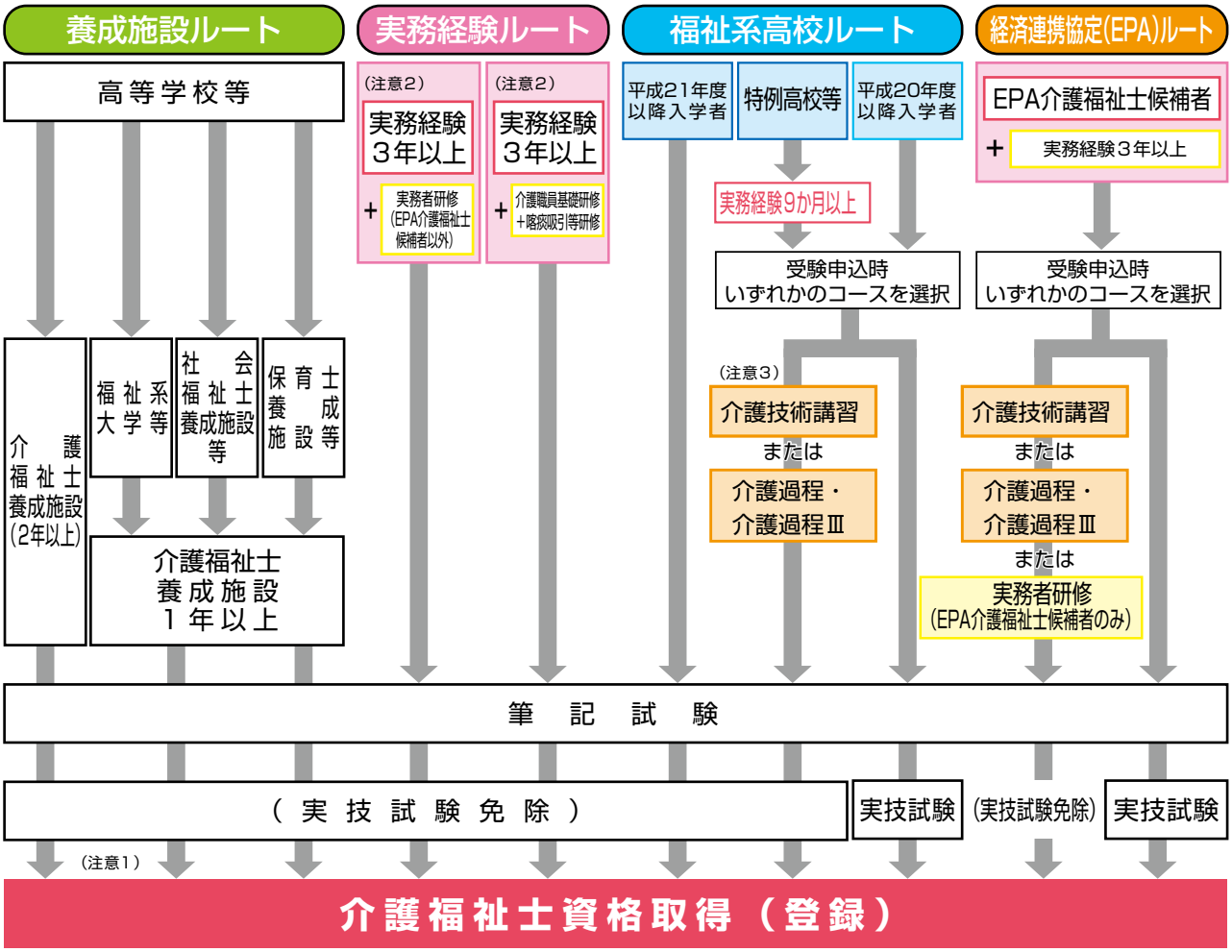

公益財団法人 社会福祉振興・試験センターホームページより

※「介護等の業務」とは?

厚生労働省通知により定められた施設・事業において、介護等の業務を行う介護職員（主たる業務が介護等の業務である者）が受験資格の対象となります。他の業務も兼務している者のうち、主たる業務が介護等の業務である者も含みます。なお、この場合、そのことが辞令・業務分掌表等により明確にされていることが必要です。

ここでの「介護等の業務」とは、「身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき心身の状況に応じた介護（喀痰吸引を含みます）を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うこと。」と定められています。

（注意１）「社会福祉士及び介護福祉士法」の改正により、平成 29 年度（第 30 回）から、養成施設ルートが介護福祉士国家試験の受験資格となりました。なお、養成施設を令和８年度末までに卒業する方は、卒業後 5 年の間は、国家試験を受験しなくても、または合格しなくても、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後 5 年間続けて介護等の業務に従事することで、5 年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。令和９年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできません。

（注意２）実務経験ルートで受験を希望する方は、「実務経験３年以上」だけでは受験できません。

（注意３）平成 20 年度以前に福祉系高等学校（専攻科を含む）に入学し、卒業した方、特例高等学校（専攻科を含む）を卒業し、９か月以上介護等の業務に従事した方が、「実技試験の免除」を申請する場合は、「介護技術講習」、「介護過程」、「介護過程Ⅲ」のいずれか１つを修了または履修する必要があります。

介護福祉士実務者研修

実務者研修とは

実務者研修は、幅広い利用者に対する基本的な介護提供能力の習得（介護福祉士養成施設における到達目標と同等の水準）、今後の制度改正や新たな課題・技術・知見を自ら把握できる能力の獲得、さらに医療的ケアに関する知識や技能の習得をめざして行われるもので実務経験だけでは習得できない知識・技術を中心に構成されています。

対象となる人

実務経験３年以上で、介護福祉士の国家試験を受験する場合は、実務者研修の修了が必須となってきます。

活躍する場

➡介護保険施設（特別養護老人ホームなど）
➡障害者支援施設
➡訪問介護事業所など

実務者研修（450 時間）

＜研修内容＞

・社会福祉制度（介護保険等）
・認知症の理解
・医療の知識
・障害の理解
・介護技術
・介護過程
・たんの吸引、経管栄養等

受講しやすい環境整備

- 数年かけて少しずつ研修を修了すればよい
- 通信教育の積極的活用
- 多様な主体による研修実施
- 身近な地域で受講できるよう、スクーリングの委託を可能
- 実務者研修の受講費用を支援
- 研修期間中の人員確保に事業者が苦慮しないような配慮

実務者研修のカリキュラム・時間数と旧制度研修の免除科目一覧

授業内容	時間数	介護職員初任者研修	訪問介護員研修			介護職員基礎研修	その他全国研修
			1級	2級	3級		
人間の尊厳と自立	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅰ	5	○	○	○	○	○	
社会の理解Ⅱ	30		○			○	
介護の基本Ⅰ	10	○	○	○		○	
介護の基本Ⅱ	20		○	○		○	
コミュニケーション技術	20		○			○	
生活支援技術Ⅰ	20	○	○	○	○	○	
生活支援技術Ⅱ	30	○	○	○		○	
介護過程Ⅰ	20	○	○	○		○	
介護過程Ⅱ	25		○			○	
介護過程Ⅲ（スクーリング）	45					○	
発達と老化の理解Ⅰ	10		○			○	
発達と老化の理解Ⅱ	20		○			○	
認知症の理解Ⅰ	10	○	○			○	認知症実践者研修
認知症の理解Ⅱ	20		○			○	認知症実践者研修
障害の理解Ⅰ	10	○	○			○	
障害の理解Ⅱ	20		○			○	
こころとからだのしくみⅠ	20	○	○	○		○	
こころとからだのしくみⅡ	60		○			○	
医療的ケア	50(※)						喀痰吸引等研修
必要な受講時間数	450	320	95	320	420	50	

※「医療ケア」は講義50時間とは別に演習を修了する必要があります。
※○印は申請により受講が免除される科目です。

介護職員初任者研修

介護職員初任者研修とは

介護職員初任者研修は、介護に携わる人が、業務を遂行する上で、最低限の知識や技術とそれを実践する際の考え方のプロセスを身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われるものです。この初任者研修は研修時間を130時間に設定し、従来の訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修２級課程から移行する形で平成25年度よりスタートしました。

対象となる人

介護保険制度上の訪問介護（ホームヘルプサービス）を行う事業所でホームヘルパー（訪問介護員）として働く場合には必須の資格となっています。

活躍する場

➡介護保険施設（特別養護老人ホームなど）
➡障害者支援施設
➡訪問介護事業所など

研修科目と時間数

介護職員初任者研修課程カリキュラムは以下のとおりです。

研修科目	時間数	備考
1．職務の理解	6 時間	講義と演習が行われます。また必要に応じて施設見学等の実習があることがあります。
2．介護における尊厳の保持・自立支援	9 時間	講義と演習が行われます。
3．介護の基本	6 時間	
4．介護・福祉サービスの理解と医療の連携	9 時間	
5．介護におけるコミュニケーション技術	6 時間	
6．老化の理解	6 時間	講義と演習が行われます。また介護に必要な基礎的知識の確認及び生活支援技術の習得状況の確認が行われます。
7．認知症の理解	6 時間	講義と演習が行われます。
8．障害の理解	3 時間	
9．こころとからだのしくみと生活支援技術	75 時間	
10．振り返り	4 時間	講義と演習を行います。また必要に応じて施設見学等の実習があることがあります。
合　　計	130 時間	

※上記の130時間とは別に、筆記試験による修了評価（1時間程度）が行われます。

MEMO

介護支援専門員(ケアマネジャー) 介護保険事業実施の中核を担う専門職

介護支援専門員とは

介護支援専門員は「介護保険法」で定める資格で、介護・支援を必要とする人からの相談を受け、その心身の状況に応じた適切な介護サービスを利用できるよう介護サービス計画（ケアプラン）を立てたり、介護サービス利用者と介護保険事業者・施設との連絡調整などの業務を行います。

活躍する場

➡介護保険施設（特別養護老人ホームなど）
➡地域包括支援センター
➡指定居宅介護支援事業所

介護保険制度の窓口的業務をこなすとともに地域において行政や関係機関との連絡調整をはかる役割があります。地域住民や被保険者の主体性の尊重、自立支援を基本とし、公正中立に業務を遂行していくことが求められます。

資格の取得方法

①『医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、栄養士（管理栄養士を含む）、義肢装具士、言語聴覚士、歯科衛生士、視能訓練士、柔道整復師、精神保健福祉士』のいずれかの国家資格取得後、実務経験が5年以上の者

②法令等に基づいて施設等に必要とされている相談援助業務に従事し当該業務の実務経験が5年以上の者

→ 介護支援専門員実務研修受講試験申込 → 介護支援専門員実務研修受講試験 → 介護支援専門員実務研修 → 介護支援専門員資格（登録）

※受験資格の詳細については各都道府県の試験担当係までお問い合わせください。

「実務経験年数」について

上記①･②に該当する場合、要援護者に対する当該業務に従事した期間が通算して５年以上あり、かつ従事した日数が 900 日以上であること。
①の場合要援護者に対する直接的な援助ではない業務（研究業務･教育業務･事務等）を行っている期間は、実務経験には含まれません。
途中で退職または職種変更をした場合、各々の業務が資格等の基準①･②に該当するものであれば通算することができます。

※介護支援専門員は登録後５年ごとに更新研修があります。

サービス管理責任者

サービス管理責任者とは

サービス管理責任者は、障害福祉サービスの提供を行ううえで、個別支援計画の策定や調整を行う、サービス管理責任者の配置が義務付けされています。心身に障害のある人の生活環境や特性に応じた支援を提供できるよう、提供するサービス品質の管理や関係機関との調整、サービス提供者に対する技術的な指導を行う職種です。

活躍する場

➡就労支援事業所
➡通所系事業所
➡入所系事業所など

障害福祉サービスの分野では、障害者総合福祉法においてそのサービスを提供する多くの事業所にサービス管理責任者の設置が義務付けられています。

主な資格取得ルート図

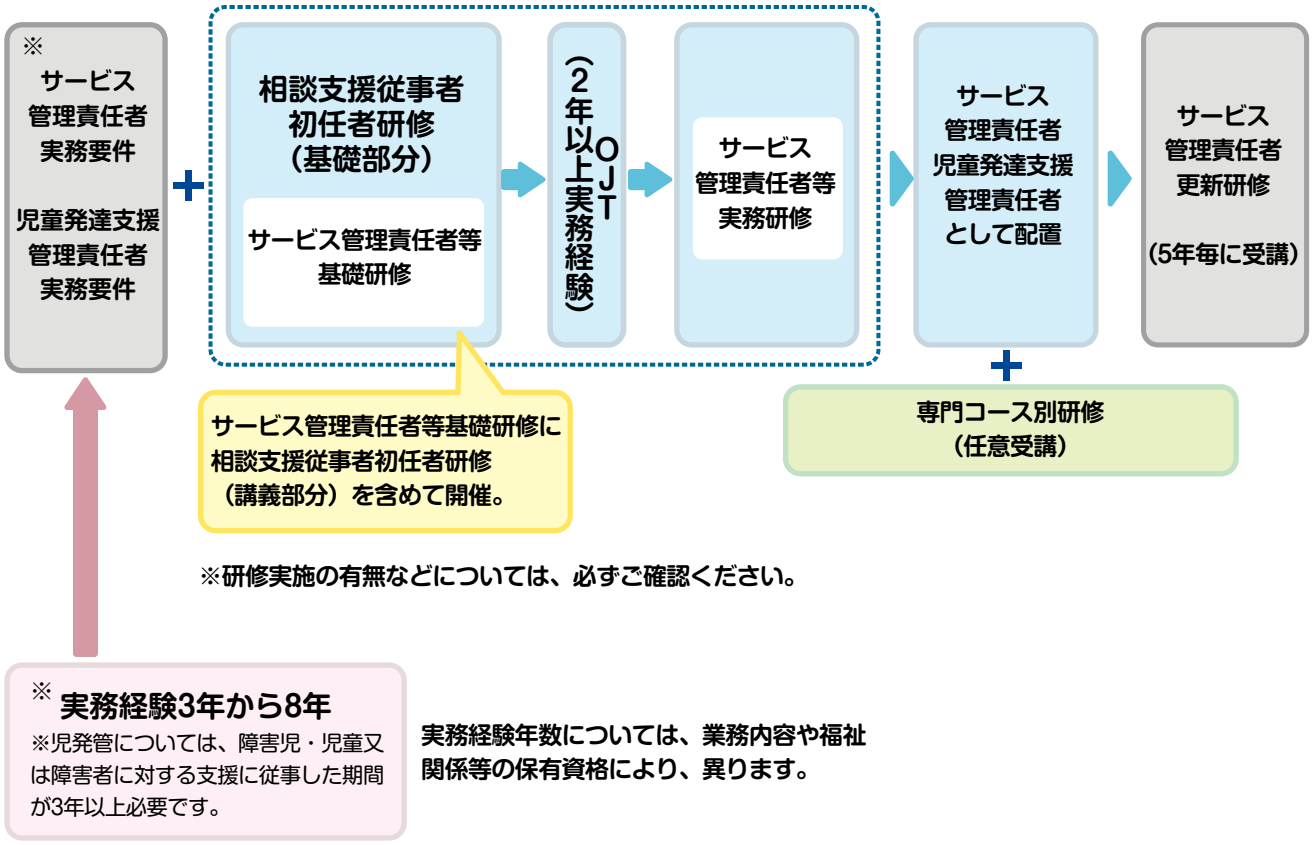

※ 実務経験3年から8年
※児発管については、障害児・児童又は障害者に対する支援に従事した期間が3年以上必要です。

実務経験年数については、業務内容や福祉関係等の保有資格により、異ります。

社会福祉士 最適なサービスをコーディネートする福祉の専門家の資格

社会福祉士とは

社会福祉士とは、「社会福祉士及び介護福祉士法」に基づいた国家資格です。

社会福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上の障害がある人、または環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う専門職の資格です。

活躍する場

- ➡特別養護老人ホーム
- ➡社会福祉協議会
- ➡福祉事務所・児童相談所
- ➡病院
- ➡地域包括支援センターなど

高齢者施設の相談員や福祉事務所のケースワーカー、病院のソーシャルワーカーなど、福祉や医療の相談援助の場において重要な役割を担っています。

資格の取得方法

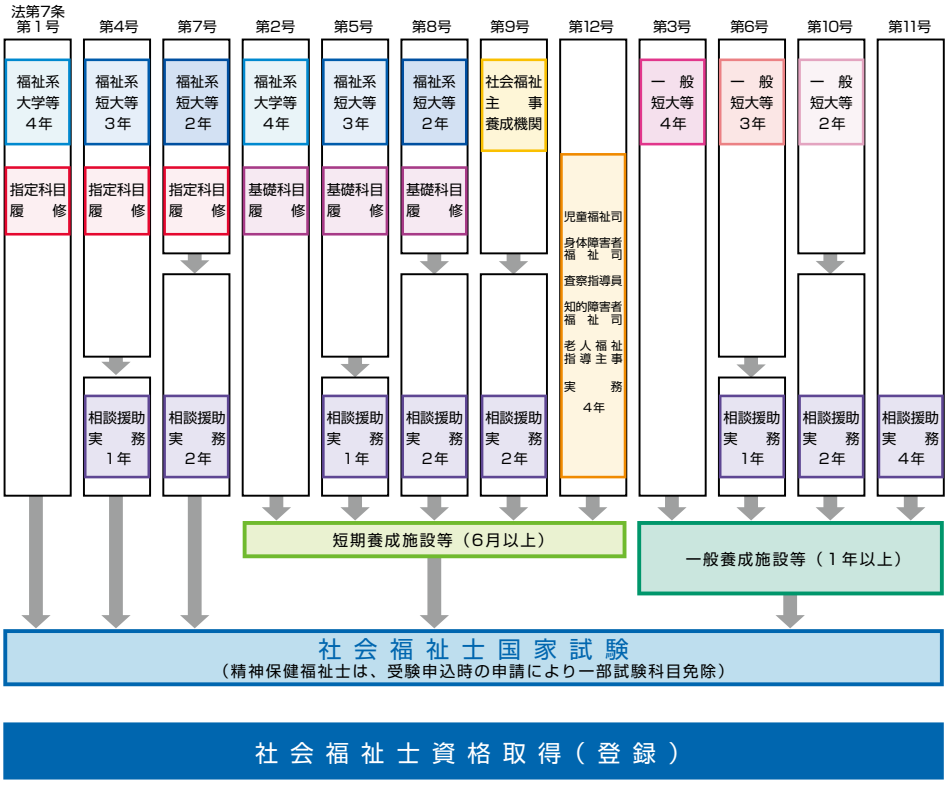

公益財団法人 社会福祉振興・試験センターホームページより

※1「相談援助実務」とは？

実務経験の対象となる施設· 事業· 職種は「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」（昭和62年厚生省令第49号）第2条及び「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について（昭和63年2月12日付社庶第29号厚生労働省社会局長、厚生労働省児童家庭局長通知）」により定められています。

この定められた施設・事業・職種において、福祉に関する**相談援助の業務**に従事した者が、社会福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

※2 社会福祉士養成過程における教育内容の見直しに伴う試験問題の変更

2021 年(令和 3 年)度より、新しいカリキュラムとなり、2024 年(令和 6 年)度の第 37 回試験(令和 7 年 2 月)より新たな教育内容に基づく試験となることが予定されてます。

☆ただし、短期・一般教養施設のカリキュラム導入は 2024 年(令和 6 年)度より

精神保健福祉士 精神障害者の社会復帰を支援する専門職の資格

精神保健福祉士とは

精神保健福祉士とは、「精神保健福祉士法」に基づいた国家資格です。

精神保健福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって精神障害者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う専門職の資格です。

活躍する場

➡精神病院などの医療施設
➡精神障害者関係の事業所
➡保健所、精神保健福祉センターなど

「入院医療中心から地域生活中心へ」という国の施策の転換や障害者総合支援法など、精神保健福祉士を取り巻く環境は大きく変化しています。精神障害者の人権を尊重し、利用者の立場に立って役割を適切に果たすことができるような知識・技術が求められます。

資格の取得方法

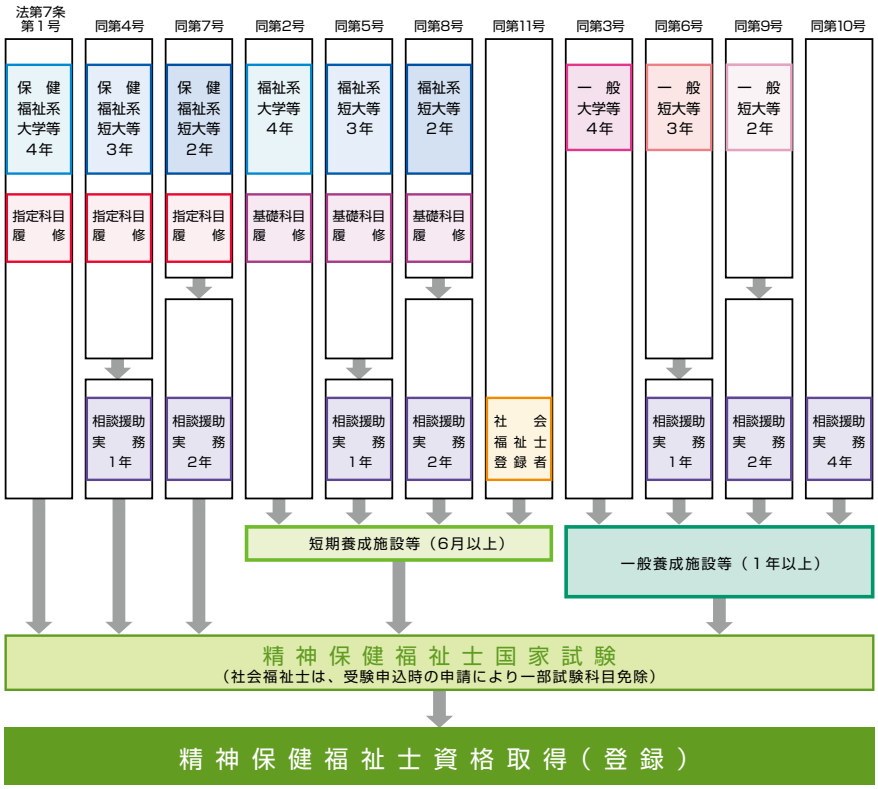

公益財団法人 社会福祉振興・試験センターホームページより

※1「相談援助実務」とは？

実務経験の対象となる施設･事業･職種は「精神保健福祉士法施行規則（平成10年1月30日厚生省令第11号第2条）により定められています。この定められた施設･事業において、精神障害者の社会復帰に関する相談援助を主たる業務として行った者が、精神保健福祉士の受験に必要な実務経験を有するものと認められます。

※2「精神福祉保健士養成課程における教育内容等の見直しに伴う試験資格問題の変更

2021年（令和3年）度より、新しいカリキュラムとなり、2024年（令和6年）度の第27回試験（令和7年2月）より新たな教育内容に基づく試験内容となることが予定されています。
※ただし、一般養成施設等（1年）（短期一般）の新カリキュラム導入は2024年（令和6年）度より。

社会福祉主事任用資格

社会福祉主事任用資格とは

社会福祉主事任用資格は「社会福祉法」に定められている資格で、各地方自治体の福祉事務所などに従事する公務員（ケースワーカーなど）として任用される者に必要とされる資格です。

また社会福祉の基礎的な学習をしたことの一定の基準ともされていることから、この任用資格を持っていることを条件として、社会福祉施設の生活相談員や社会福祉協議会の職員募集がされることもあります。

活躍する場

➡福祉事務所
➡社会福祉協議会
➡特別養護老人ホームなど

公務員としての社会福祉主事は、福祉事務所や児童相談所などの行政機関が主な職場となります。

社会福祉の基礎的学習したことの一定の基準とされていることから、高齢者施設などの生活相談員や社会福祉協議会職員としても活躍しています。

資格の取得方法

①社会福祉主事の指定養成機関（専門学校等）や認定講習会（現職者対象）の課程を修了
②大学・短大で厚生労働大臣の指定した科目（下表参照）を3科目以上修めて卒業、学校卒業時に卒業証明書と成績証明書をもって資格証明とすることになります。
③社会福祉士
④上記各項に掲げる者と同等以上の能力を有するとして厚生労働省令で定める（精神保健福祉士ほか）養成機関については専門学校のほか、社会福祉事業や介護保険事業の現職者を対象とした通信教育などがあります。

社会福祉主事資格認定通信課程

受講資格▶ 【公務員】 都道府県又は市区町村の職員で、社会福祉事業に従事している者。（国家公務員を含む）

【民間社会福祉事業職員】 受講希望者が民間社会福祉事業（社会福祉法人その他の公益法人などが経営する社会福祉施設や団体等）に従事していること

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目

平成12年3月31日までに卒業した場合（32科目）
社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉事業方法論、社会調査統計、社会福祉施設経営論、社会福祉行政、公的扶助論、児童福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、精神薄弱者福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、協同組合論、法律学、経済学、心理学、社会学、社会政策、経済政策、社会保障論、教育学、刑事政策、犯罪学、倫理学、生理衛生学、公衆衛生学、精神衛生学、医学知識、看護学、栄養学

平成12年4月1日以降に卒業した場合（34科目）
社会福祉概論、社会福祉事業史、社会福祉援助技術論、社会福祉調査論、社会福祉施設経営論、社会福祉行政論、社会保障論、公的扶助論、児童福祉論、家庭福祉論、保育理論、身体障害者福祉論、知的障害者福祉論、精神障害者保健福祉論、老人福祉論、医療社会事業論、地域福祉論、法学、民法、行政法、経済学、社会政策、経済政策、心理学、社会学、教育学、倫理学、公衆衛生学、医学一般、リハビリテーション論、看護学、介護概論、栄養学、家政学

MEMO

参考 社会福祉法第19条第1項第1号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲等の一部改正について

（厚生労働省社会・援護局長通知・平成25年3月28日社援第0328号第3号）

社会福祉主事の資格に関する「厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目」の読み替えの範囲等について

1．厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目の読み替えの範囲

社会福祉法第19条第I項第I号に基づく厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目（以下「指定科目」という）については、「社会福祉主事の資格に関する科目指定」（昭和25年厚生省告示第226号）に定められているところであるが、その科目の読み替えの範囲は次のとおりとする。

科　目　名	読み替えの範囲
社会福祉概論	社会福祉、社会事業、社会保障制度と生活者の健康、現代社会と福祉
社会福祉事業史	①社会福祉事業史、社会福祉発達史、社会事業史、社会福祉の歴史 ②日本社会福祉事業史と西洋社会福祉事業史を履修していること
社会福祉援助技術論	①社会福祉援助技術、社会福祉方法、社会事業方法、ソーシャルワーク、相談援助 ②相談援助の基盤と専門職及び相談援助の理論と方法の2科目
社会福祉調査論	社会調査統計、社会福祉調査、社会福祉統計、社会福祉調査技術、ソーシャルリサーチ、福祉ニーズ調査、社会調査の基礎、社会調査
社会福祉施設経営論	社会福祉施設経営、社会福祉施設運営、ソーシャルアドミニストレーション、社会福祉管理、社会福祉管理運営、福祉サービスの組織と経営
社会福祉行政論	社会福祉行政、社会福祉行財政、福祉行財政、社会福祉法制、社会福祉法、社会福祉計画、ソーシャルプランニング、福祉行財政と福祉計画
社会保障論	社会保障、社会保障制度と生活者の健康、社会保障制度
公的扶助論	公的扶助、生活保護、生活保護制度、低所得者に対する支援と生活保護制度
児童福祉論	①児童福祉、児童家庭福祉、子ども家庭福祉、こども家庭福祉 ②児童･家庭に対する支援と児童･家庭福祉制度並びに家庭福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目
家庭福祉論	①家庭福祉、母子福祉、母子寡婦福祉、婦人保護、ファミリーサポート、家族援助 ②児童･家庭に対する支援と児童･家庭福祉制度並びに児童福祉論及びその読替の範囲に含まれる科目のいずれかの2科目
保育理論	保育
身体障害者福祉論	①身体障害者福祉 ②障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉（身体障害者福祉と知的障害者福祉を含んでいるものに限っては身体障害者福祉と知的障害者福祉の2科目に該当する。）
知的障害者福祉論	①知的障害者福祉 ②障害者福祉、障害福祉、心身障害者福祉、障害児（・）者福祉（身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の内容を全て含んでいるものに限っては身体障害者福祉論と知的障害者福祉論の2科目に該当する。）
精神障害者保健福祉論	精神障害者保健福祉、精神保健福祉、精神衛生、精神保健、精神医学、精神障害者福祉
老人福祉論	老人福祉、高齢者福祉、高齢者保健福祉、高齢者に対する支援と介護保険制度
医療社会事業論	医療社会事業、医療福祉、医療ソーシャルワーク
地域福祉論	地域福祉、協同組合、コミュニティ（一）ワーク、コミュニティ（一）オーガニゼーション、地域福祉の理論と方法、コミュニティ（一）福祉
法　学	法律学、基礎法学、法学入門
民　法	民法総則、民法入門
行政法	
経済学	経済、基礎経済、経済学入門
社会政策	社会政策、労働経済
経済政策	
心理学	心理、心理学理論と心理的支援、心理学入門
社会学	社会理論と社会システム、社会学入門
教育学	教育、教育学入門
倫理学	倫理、倫理学入門
公衆衛生学	公衆衛生、公衆衛生学入門
医学一般	①医学知識、医学、医学入門、一般臨床医学、人体の構造と機能及び疾病、人体の構造（・）機能（・）疾病 ②人体の構造と機能及び疾病の成り立ちと回復の促進を履修していること。
リハビリテーション論	リハビリテーション、リハビリテーション医学、リハビリテーション入門
看護学	看護、基礎看護、看護学入門
介護概論	介護福祉、介護、介護知識、介護の基本、介護学入門
栄養学	栄養、栄養指導、栄養（・）調理、基礎栄養学、栄養学入門
家政学	家政、家政学入門

※この表は一例ですので、表にない科目が指定対象となる可能性があります。詳しくは、卒業された学校へお問い合わせください。

保　育　士　子育て支援社会を支える児童福祉の専門職

保育士とは

保育士は「児童福祉法」に定められた国家資格で、保育士の名称を用いて、専門的知識及び技能をもって、児童の保育及び児童の保護者に対する保育に関する指導を行う専門職の資格です。

活躍する場

➡保育所の保育士
➡母子生活支援施設の保育士
➡児童養護施設の保育士

保育士は児童福祉施設全般で求められる資格です。保育所のほか児童養護施設、障害児施設などで働くことができます。保育内容の多様化や子育て支援制度により、ますます活躍の場が広がっています。

資格の取得方法

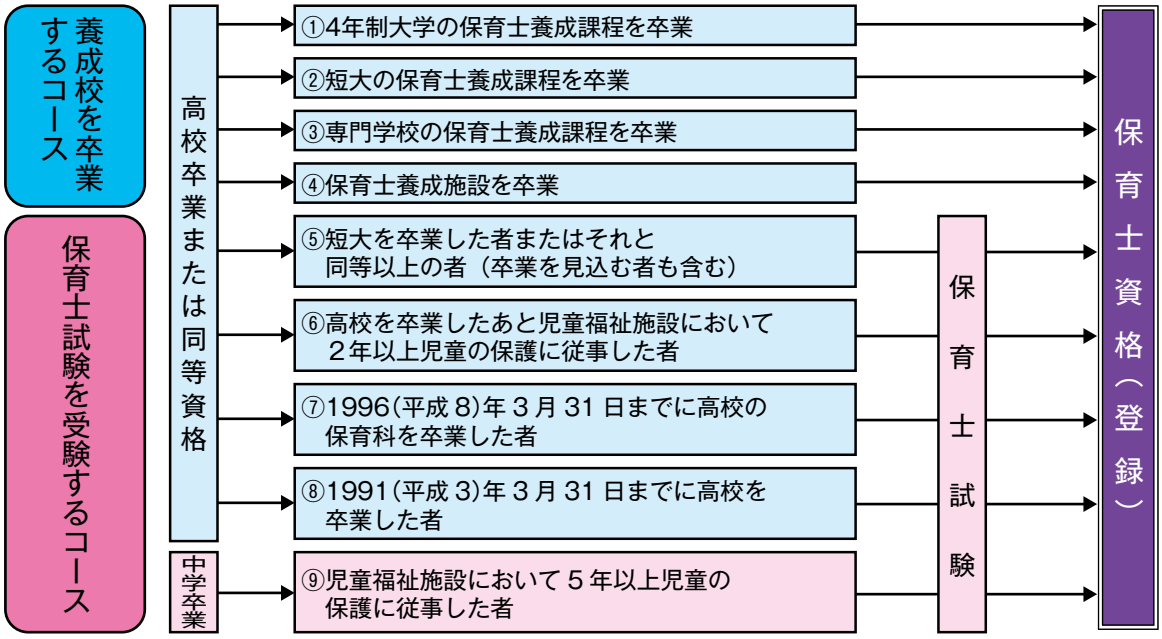

※「児童福祉施設」の範囲

※「児童福祉施設」とは
児童福祉法第７条によって定められた次の12種類の施設を指します。
①助産施設・②乳児院・③母子生活支援施設・④保育所（保育所型認定こども園を含む）・
⑤幼保連携型認定こども園・⑥児童厚生施設・⑦児童養護施設・⑧障害児入所施設・
⑨児童発達支援センター・⑩児童心理治療施設・⑪児童自立支援施設・⑫児童家庭支援センター
※幼稚園型もしくは地方裁量型認定こども園で勤務の方は、都道府県への受験資格認定申請を事前に行う必要がありますので、受験申請前に必ず保育士試験事務センターへ連絡してください。

児童指導員任用資格

児童指導員任用資格とは

児童養護施設や障害児施設などの児童福祉設に配置されるに伴って求められる資格です。

児童指導員は、0～18歳までの児童の成長を援助するとともに、基本的な生活習慣や学習の指導、生活上のアドバイスなどを行います。

活躍する場

➡児童養護施設
➡児童発達支援センター
➡障害児入所施設
➡児童心理治療施設など

障害児が入所する施設では療育、児童養護施設ではケースワークなど、それぞれの施設に見合った専門性が求められます。

資格の取得方法（児童指導員の資格）　※児童福祉施設の設備及び運営に関する基準·第四十三条

児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

① 地方厚生局長等の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者
② 社会福祉士の資格を有する者
③ 精神保健福祉士の資格を有する者
④ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑤ 学校教育法の規定による大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者
⑥ 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑦ 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
⑧ 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの
⑨ 教育職員免許法に規定する幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
⑩ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの

MEMO

理学療法士

理学療法士とは

理学療法士とは「理学療法士及び作業療法士法」に定められている国家資格です。PT（Physical Therapist）と呼ばれ、何らかの原因で身体の機能に障害をもった人に、筋力の増強などの運動療法、温熱・電気などを使った物理療法を中心に施し、日常生活を送るうえでの基本的な動中心に施し、日常生活を送るうえでの基本的な動作能力の回復を図ります。

活躍する場

➡介護保険施設
➡訪問看護ステーション
➡障害者支援施設
➡病院やリハビリテーションセンターなど

介護保険の介護予防事業においても活躍の場が広がっており、福祉施設・病院において他の専門職との連携を図り、助言指導を行う役割が期待されています。

資格の取得方法

高校卒業後、理学療法士養成校又は養成施設において、3 年以上理学療法士としての専門知識や技能を修得し、国家試験に合格する必要があります。養成校は、全国に4年制大学、3年制短期大学、4年制専門学校、3年制専門学校、視覚障害者が対象の特別支援学校があります。（通信制の養成校はありません）

作業療法士

作業療法士とは

作業療法士は「理学療法士及び作業療法士法」に定められている国家資格です。OT（Occupational Therapist）と呼ばれ、何らかの原因で身体の機能に障害をもった人に、工作や手芸などの作業、生活動作の訓練などを通じて、機能の回復や機能低下の予防を図ります。

活躍する場

➡介護保険施設
➡訪問看護ステーション
➡障害者支援施設
➡病院やリハビリテーションセンターなど

医療、福祉施設では、保健医療福祉の制度改革が進められているなか、障害をおってもこれまでとかわらない多様化する生活を支援するための役割が期待されています。

資格の取得方法

高校卒業後、作業療法士養成校又は養成施設において、3 年以上作業療法士としての専門知識や技能を修得し、国家試験に合格する必要があります。養成校は、全国に4年制大学、3年制短期大学、4年制専門学校、3年制専門学校があります。（通信制の養成校はありません）

言語聴覚士

言語聴覚士とは

言語聴覚士は、「言語聴覚士法」にもとづく国家資格で、言語聴覚士はST（Speech Therapist）と呼ばれることもあります。

言語聴覚士は、同法において「音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者」と位置づけられています。

活躍する場

➡医療機関だけでなく、保健・福祉機関、教育機関など幅広い領域で活躍。

言語聴覚士は、先天的又は後天的な原因のため、ことばによるコミュニケーションに何らかの問題がある方がたに、医師又は歯科医師の指示のもと、専門的なサービスを提供しています。

言語聴覚士の資格取得方法

言語聴覚士は①から②までのいずれかの要件に該当し、言語聴覚士国家試験に合格し、言語聴覚士として登録することにより、言語聴覚士を名乗ることができます。

①言語聴覚士養成校（4年制大学、3年制短期大学、専門学校）卒業者

②外国の言語聴覚士に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で言語聴覚士の免許に相当する免許を得た者で、厚生労働大臣が認めたもの

言語聴覚士資格取得のための一般的なコース

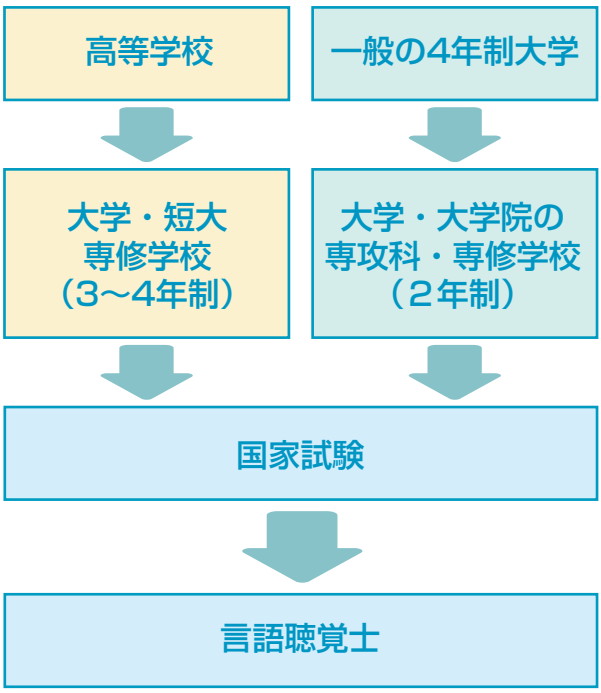

公認心理師

公認心理師とは

今日、国民の心の健康問題は、複雑かつ多様化しており、それらへの対応が急務となっています。

これらの問題に対し、他の関係者とも連携しながら心理に関する支援を行う国家資格がわが国にはありませんでした。

さまざまな経緯の後、平成 27 年9月9日に公認心理師法が成立し、平成29年9月15日に施行され、わが国初の心理職の国家資格として、「公認心理師」制度が推進されることになりました。

活躍する場

➡病院、診療所

➡保健所、保健センター、精神保健福祉センター

➡教育分野など

社会の変化に沿って生じる様々な課題に対応できる専門職として期待されています。

公認心理師が行う業務について公認心理師法では以下のように定めています。

①心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し，その結果を分析すること
②心理に関する支援を要する者に対し，その心理に関する相談に応じ，助言，指導その他の援助を行うこと。
③心理に関する支援を要する者の関係者に対し，その相談に応じ，助言，指導その他の援助を行うこと。
④心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと。

公認心理師の資格取得方法について

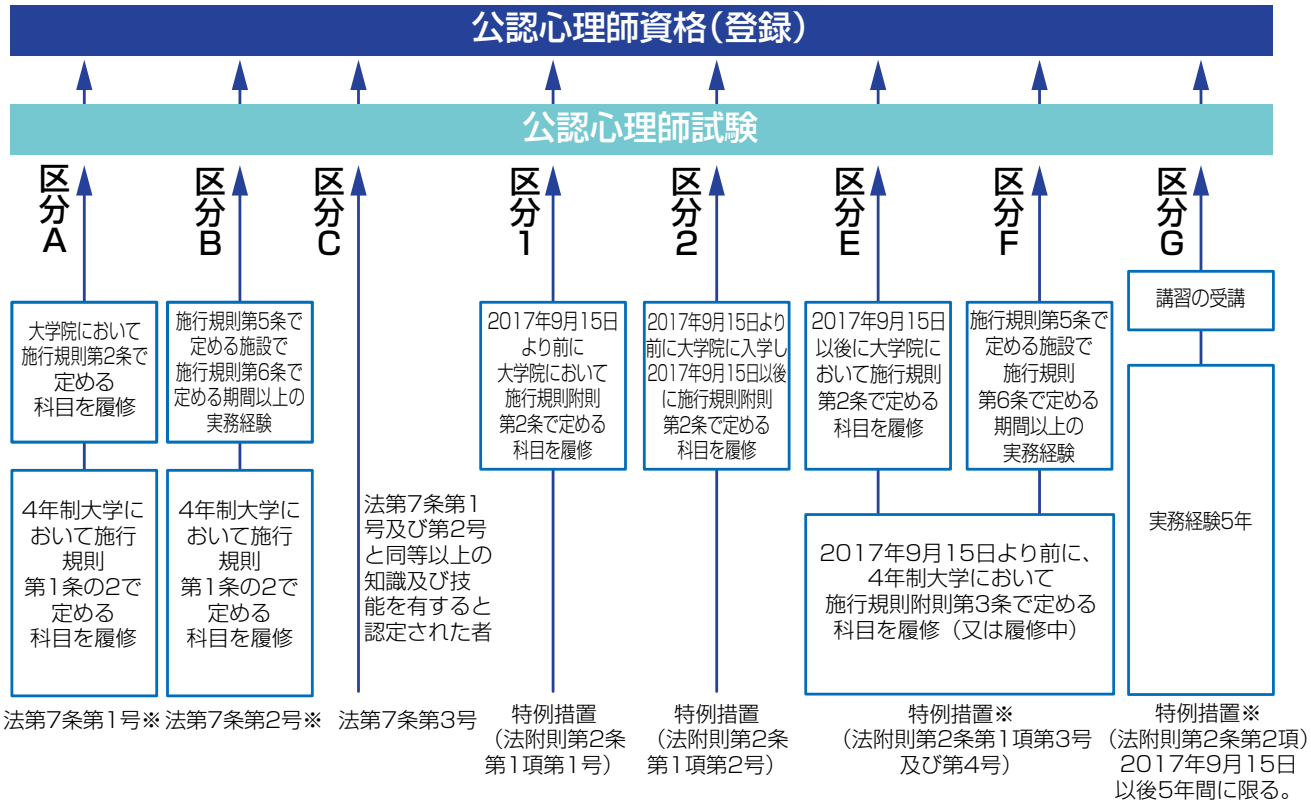

※該当条文に基づく受験資格取得者には、施行規則で定める「準ずるもの」を含む。

一般財団法人 日本心理研修センターホームページより

看　護　師　専門知識や的確な判断力で医療活動や福祉の現場をサポート

看護師とは

看護師は「保健師助産師看護師法」に定められた国家資格で、傷病者等の療養上の世話または診療の補助を行う専門職の仕事です。

社会福祉施設では、看護職としての知識や技術を生かして、利用者やその家族が生活面での健康管理ができるように相談助言します。

施設看護の視点を持ちケアマネジャーや施設介護職などの他の専門職と協働する力が求められます。

活躍する場

- ➡訪問看護ステーション
- ➡介護保険施設
- ➡障害者支援施設
- ➡入所施設（医療型）
- ➡保育所、乳児院　など

看護師が求められる社会福祉施設の範囲は年々広がっており、医療の専門職としての役割が期待されています。

資格の取得方法

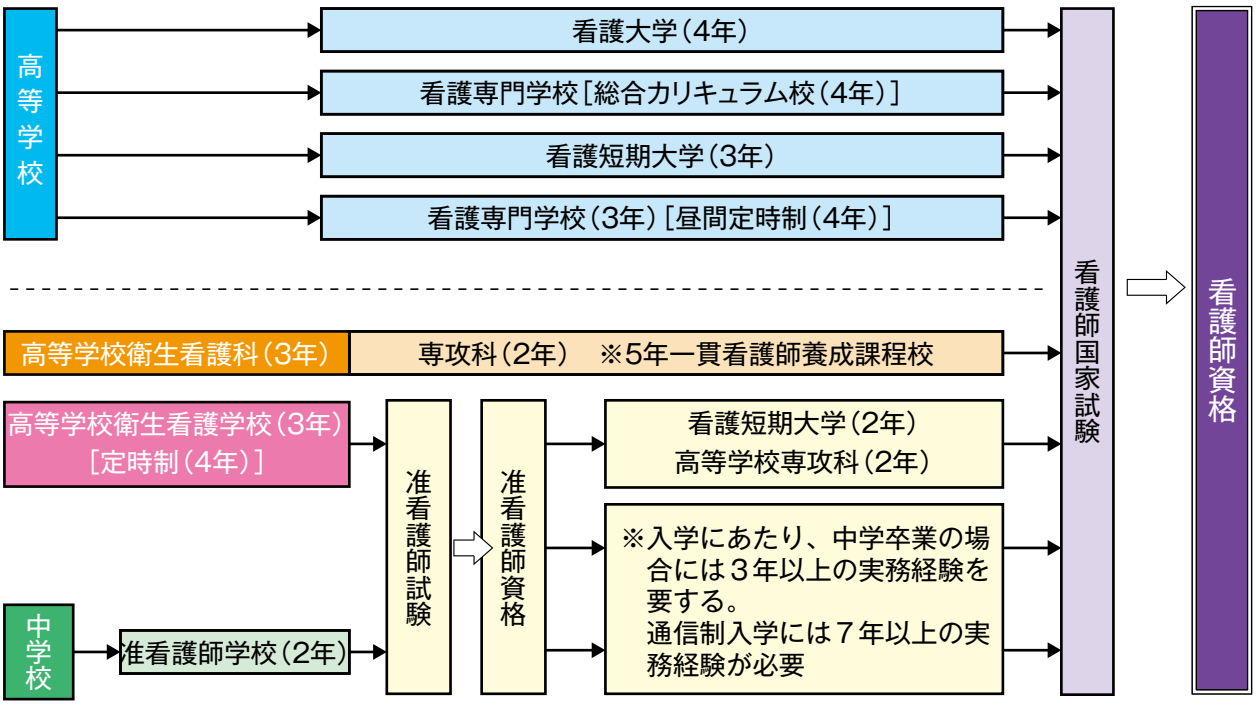

MEMO

③ 社会福祉施設等の種類と目的

高齢者分野

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
特別養護老人ホーム	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、食事・入浴・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助、機能訓練、健康管理及び療養上の援助を行います。 ◎介護保険上の名称は、介護老人福祉施設。
養護老人ホーム	65歳以上で環境上の理由および経済的理由により、家庭での生活が困難な人が入所します。
経費老人ホーム	無料または低額な料金で、高齢者に食事の提供および日常生活上必要な援助を行います。 ◎A型（食事付）、B型（自炊）、ケアハウスの3種類があります。今後はケアハウスに統一される予定です。
小規模多機能型居住介護事業	要介護者の心身の状況、環境に応じて、居宅において、または通所にて、もしくは短期間宿泊させ、入浴・食事等の介護、家事等の介護、日常生活上の支援および機能訓練を行います。
有料老人ホーム	高齢者を入所させ、食事提供、入浴・排せつなどの介護、家事の支援、健康管理のいずれかを提供する施設です。 ◎介護付、住宅型、健康型があります。
サービス付高齢者向け住宅	高齢の単身者や夫婦世帯向けの賃貸住宅です。職員が常駐し安否確認と生活相談サービスを受けることができます。
老人デイサービスセンター	居宅で生活している要介護者・要支援者に、入浴・食事の提供、日常生活上必要な援助、機能訓練を行う通所施設です。 ◎介護保険上のサービス名称は、通所介護。
老人短期入所施設	居宅で生活している要介護者・要支援者が、短期間入所し、食事・排せつ等の介護、日常生活上必要な援助および機能訓練を受けます。 ◎介護保険上のサービス名称は、短期入所生活介護。
認知症高齢者グループホーム（認知症対応型共同生活援助事業）	比較的安定した状態にある認知症の高齢者に対し、共同生活を送っている住居で、入浴・排せつ・食事等の介護、日常生活上必要な援助を行います。 ◎介護保険上では、地域密着型サービスの「認知症対応型共同生活介護」に位置付けられています。
老人保健施設	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護および機能回復訓練、その他必要な医療ならびに日常生活上必要な援助を行います。 ※長期入院患者の退院後の家庭復帰等を促進するための施設。 ◎介護保険上の名称は、介護老人保健施設。
介護療養型医療施設/介護医療院	要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、機能回復訓練その他必要な医療を行います。（介護療養型医療施設は2023年度末に制度が終了。介護医療院は2018年4月から制度がスタートしました。）※急生期の治療が終わり病状は安定しているが、比較的長期にわたり療養が必要な人の施設。
居宅介護支援事業	要介護者の心身の状況、意向等を踏まえ、福祉サービス、医療サービスの利用等に関し、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、これらが確実に提供されるよう介護サービス提供機関との連絡調整などを行います。
地域包括支援センター	総合相談支援、虐待の早期発見・防止などの権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援、介護予防ケアマネジメントの4　つの機能を担います。また、介護保険において予防給付の対象となる方に必要な支援を行います。
老人居住介護義業（ホームヘルプサービス）	要介護者のいる家庭で、本人が介護や生活支援を必要としている場合にホームヘルパーが訪問して介護、家事、生活支援、必要な相談・援助を行います。 ◎介護保険上のサービス名称は、訪問介護。
訪問入浴サービス	要介護者の家庭を訪問し、浴槽を提供して入浴サービスを行います。 ◎介護保険上のサービス名称は、訪問入浴介護。
訪問看護サービス	看護師が治療の必要な要介護者の家庭を訪問し、療養上の世話又は必要な診療補助を行います。

障害者分野

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に支援を要する人が外出する際に同行し、必要な情報の提供や、排せつ、食事の介護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短時間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。
生活介護	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動または生産活動の機会を提供します。
障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等での就労が困難な人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援（A型＝雇用型、B型）	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労に移行した人に就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
自立生活援助	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の支援を行います。
移動支援	円滑に外出できるよう、移動を支援します。
地域活動支援センター	創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流等を行う施設です。
福祉ホーム	住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。
計画相談支援	障害福祉サービス等を申請した人について、その人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて利用計画の作成を行います。

児童分野

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
乳児院	保護者がいない、あるいは保護者の事情で家庭での養育ができない乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね就学前の幼児を含む）を預かって、養育する施設です。
児童養護施設	保護者のいない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童（特に必要のある場合には乳児を含む。）が入所する施設。児童を養護するとともに、その自立を支援します。
児童心理治療施設	心理的問題を抱え日常生活に支障をきたしている児童に生活支援を基盤とした心理治療を行います。学校教育との緊密な連携を図りながら総合的に治療・支援を行います。
児童自立支援施設	不良行為をなした（またはなすおそれのある）児童および家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等が必要な児童が入所または通所する施設。個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援します。
母子生活支援施設	配偶者のいない女性やこれに準ずる事情にある女性が養育している児童とともに入所する施設。自立促進のための生活支援を行います。
助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦が入所し、助産を受ける施設です。
保育所	保護者の仕事・病気などにより家庭で保育できない乳児や幼児を預かり、保護者に代わって保育します。
認定こども園（幼保連携型・幼稚園型・保育所型・地方裁量型）	教育・保育を一体的に行う施設で、①就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能と②地域における子育て支援を行う機能を併せ持つ施設。内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣が定める認定基準に従い、各都道府県等が条例で定めます。地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう多様なタイプがあります。
児童厚生施設	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、ゆたかな情操の育成を図ります。 ◎児童遊園と児童館があります。
児童家庭支援センター	地域の児童の福祉に関する問題について、児童、母子家庭、地域住民等からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、保護を要する児童またはその保護者に対する指導および児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ります。
学童保育（放課後児童健全育成事業）	保護者が仕事等により昼間家庭にいない小学校に就学しているおおむね１０歳未満の児童に対し、授業の終了後に児童厚生施設等の施設を利用して適切な遊びおよび生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。
児童発達支援（センター）	施設を利用する障害児に限らず、地域の障害児•その家族等を対象とし、日常生活における基本的動作や知識技能の指導、集団生活への適応訓練等を行う。
医療型児童発達支援（センター）	肢体不自由児を対象とし、児童発達支援に加え治療を行います。
放課後等デイサービス	小・中・高校等に通学する障害児を対象とし、児童発達支援センター等で、放課後や休暇中の生活能力向上の訓練等を、学校教育と連携し継続的に行います。
保育所等訪問支援	保育所等を利用している、または今後利用する障害児を対象に、利用施設を訪問し、集団生活の適応のための専門的な支援を行います。
福祉型障害児入所施設	障害児を保護し、日常生活や知識技能の指導を行います。
医療型障害児入所施設	知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児を対象とし、福祉型障害児入所施設のサービスに加え治療を行います。

その他の分野

生活保護

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
救護施設	身体上または精神上著しい障害のため家庭での日常生活が困難な方が入所し、生活の援助（扶助）を受ける施設。
更生施設	身体上または精神上の理由により養護指導を要する方が入所し、生活の援助（扶助）を受ける施設。
医療保護施設	医療を必要とする生活保護の受給者に対して、診療や治療を行います。
授産施設	身体上または精神上等の理由あるいは世帯の事情によって働くことが困難な方が利用する施設。必要な訓練を行い、自立を促進します。
宿所提供施設	住居のない世帯に住宅の提供（住宅扶助）を行います。
自立相談支援機関	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなる恐れのある人に対して、生計や就労、住居などの幅広い相談・支援を行います。

婦人保護

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
婦人保護施設	保護が必要な女子が入所する施設。保護、更生、指導を行います。

その他

施設・サービスの種類	施設・サービスの内容
無料低額診療施設	生活困窮者のために、無料または低額な料金で診療を行う医療施設。

2. 福祉の仕事・就職活動の実際

ここでは、具体的な就職活動について説明をします。
　就職するときの参考にしてくださいね!!

就活の参考になるわ！
今からしっかり準備するわ!!

これらのことが頭に入れば
就活はバッチリ!!
福祉の道へ進むぞ!!

① 福祉施設等の職員採用について

② 勤務時間・勤務形態について

③ 採用試験について

④ これから福祉の勉強がしたい方へ

① 福祉施設等の職員採用について

Q いつ求人がでるの？

A 福祉施設等では、職員の定数が行政の基準で定められていることが多く、またそれぞれの施設の職員総数がそれほど多くありません。そのため、職員の募集の仕方は一般企業とは大きく異なっています。

①定期採用
②現在在籍している職員が退職する
③職員の増員（事業の拡張や新規開設などによる）がある

以上のいずれかの場合です。年度途中で欠員が生じた場合は、その時点で募集する場合が多いようです。したがって、中途転職者は年間を通じて就職活動ができますが、新規学卒者の場合は、一般企業に比べて求人の出る時期が遅くなりがちです。

Q 職員募集の方法は？

A 福祉施設等では募集が決まると、できるだけ早く採用するために、いろいろな方法で求人情報を公開します。福祉人材センターの他、ハローワーク、新聞広告、求人情報誌・求人サイトなどが中心となります。交代制勤務のある職種（介護職や相談員など）の場合、遠方からの通勤は難しいため、周辺地域で募集が行われます。

また、新規学卒者の採用の場合は、これらの他に学校の就職部などがあります。とくに福祉系学科のある学校には多く集まります。福祉系以外の学校への求人は少ないようです。

この他には、実習生やボランティア、縁故や知人関係からの採用もあります。就職したい福祉施設等があれば、積極的に求人情報を収集することが必要です。

Q 職員採用の傾向は？

A 新卒、既卒を問わず、免許資格等の有無により、求人を募集する分野もあります。

ほとんどの福祉施設等で、非常勤やパートなどの職員が働いています。短時間の募集は少なく、勤務時間上は常勤職員に準じたものが多い状況です。

職種や勤務地などの面で就職希望の施設が限定されることが多いと思いますが、職務内容の理解や研究を充分おこない自分にあった職場を時間をかけて探すことが大切です。

Q 選考方法は？

A 福祉施設等での職務は、対人関係の比重が非常に大きな職場といえます。資格や学歴・経歴・居住地なども大きな条件になりますが、最終的には人物・適性の評価が大きなウェイトを占めています。選考方法についてもその点を反映し、「面接重視」の傾向にあります。

まず試験の方法としては「面接」がほぼ100%行われます。その他論文や作文、筆記試験が行われる場合もあります。事前に書類選考を行う場合もあります。

② 勤務時間・勤務形態について

福祉施設等の勤務形態は、施設の種類や職種によって異なります。
代表的な勤務形態の例をご紹介しますので、職場選びの参考にしてください。

夜勤型

夜勤は常時介護・養護が必要な利用者のいる福祉施設で採用する勤務形態です。特別養護老人ホームの介護職員や乳児院の保育士、障害者関係施設のうち、介護の必要性が高い施設の指導員・介護職などが夜勤体制をとっています。

夜勤は宿直と違い、休憩（仮眠）時間以外は介護などの業務を行います。“宿直”が所定労働時間外の待機であるのに対し、“夜勤”は法定労働時間内での勤務扱いとなります。夜勤の回数は福祉施設によって異なりますが、交替勤務制のなかでおおむね１ヶ月に４～６回です。

福祉施設では、病院の看護師のように3交代制をとっている施設は少なく、夕方から翌朝まで続けて勤務します（16時間程度）。１回の勤務時間は長くなりますが、夜勤終了後は夜勤明けとなり勤務はありません。夜勤に対しては夜勤手当等が支給されます。

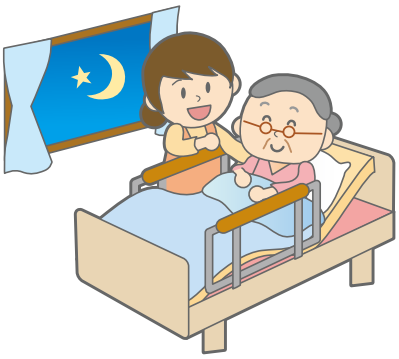

宿直型

日勤の勤務終了後に交替で宿直に入り、施設内の宿直室で待機します。宿直は原則として業務ではないため睡眠もとれ、必要な事態があった場合のみ対応します。宿直の回数は施設によって異なりますが、交替勤務制のなかでおおむね１ヶ月に４回程度です。

宿直の時間は通常の所定労働時間外に施設に待機することになるため、拘束される時間に対しては宿直手当が支給されます。宿直時間中に業務についた場合は時間外手当（超過勤務手当）が支払われます。

日勤型

在宅の利用者のための通所施設がこのタイプです。利用者は朝に来所し、夕方帰宅するため夜間の勤務はありません。ただし、ローテーションで早出・遅出（平常の勤務時間より１～２時間ずれる）を取り入れているところもあります。

③ 採用試験について

Q 面接で大切なことは？

A

●時間厳守

大切な面接に遅刻するようでは、時間にルーズと思われても仕方がありません。絶対に約束の時間に遅刻しないことは社会的基本マナーです。交通機関のトラブルなどでやむを得ず遅れそうなときは、必ず電話を入れましょう。

●身だしなみ

第一印象はやはり重要で、人の印象を左右するものです。面接に着ていく服は男女とも学生服やスーツが基本です。服装は人柄をあらわすので、好感の持てるものが望ましいでしょう。特別新しいものをそろえる必要はありませんが、きちんとクリーニングして清潔なものならＯＫ。意外と見落としがちなのが靴の汚れ、磨いておくのを忘れずに。

Q どんな面接方法があるの？

A

●個別面接

応募者１人に対して面接担当者が１人または２～３名の場合は、１人に集中できるので内容的に深く質問されます。

複数の面接担当者が面接する場合、質問する人はそれぞれが役割を持ち、面接判断基準に基づき細かい観察が行われます。面接時間は１人10分程度が一般的です。

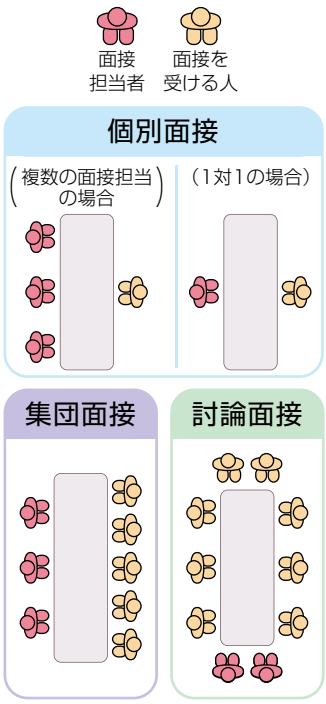

●集団面接

複数の面接担当者に対して応募者も複数の場合は、ひとつの質問に対して全ての応募者が答える、面接担当者が指名したり、応募者が挙手をするなど、応答の形もいろいろです。答えている人以外の表情や、態度もチェックされます。時間は全員で30分程度が一般的です。

●討論面接

新卒者の面接に適したグループディスカッションスタイルの面接です。

面接担当者を３人ぐらいにし、１人がリーダーになって応募者に討議の進め方や課題を示し、討議が円滑に進行するようにします。応募者は討論ができる程度（７～８名）の人数で行います。時間を決めてひとつのテーマを提案し、そのテーマについての討論を応募者が進行します。面接担当者はその討論を見てそれぞれの応募者の評価をしていきます。時間は30分くらいでしょう。

面接時のチェックポイント

◎会話しているときは、面接者のほうを見ながら話すように心がける。

◎質問に対しては結論から先に述べ、説明はその後から行う。そうしないと、話がまとまらなくなります。

◎明るくハキハキとした態度で臨む

◎その場で急に敬語を使おうとしても難しいので、日頃から敬語をきちんと使いこなせるようにしておく。

MEMO

面　接　判　定（例）

面接判定基準（例）	プラスの評価基準	マイナスの評価基準
理　解　力 表　現　力	・話すことに統一性があり要領よく話す。 ・用語が適切である。 ・言語が明瞭である。 ・思っていることを充分に述べる。（聴力・言語障害等については別途配慮する）	・論理一貫せず矛盾が多い。 ・用語が不適切である。 ・言語が不明瞭である。 ・「ハイ」、「イイエ」のみに終始する。 ・冗漫で焦点がはっきりしない。
行　動　力 指　導　力	・気力がある。 ・説得力があり、計画的である。 ・向上心と研究心がある。 ・行動的であり、決断力がある。	・気力がない。 ・その場限りである。 ・優柔不断である。
職場適応性 堅　実　性	・穏和で親しみやすい。 ・快活である。 ・人の意見を尊重する。 ・自立心が旺盛である。 ・芯があり、しっかりしている。 ・辛抱強い。	・すぐに感情を表し、独断的である。 ・極度の内気で神経質である。 ・自己本位である。 ・依頼心が強く、意志が弱い。 ・自信過剰である。 ・頼りない。 ・気まぐれ、飽きっぽい。
知識・学力	・専門知識を習得し、相手にわかりやすく説明できる。	・相手にわかりやすく説明できない。

Q どんな筆記試験があるの？

A

●学力テスト　客観的テスト（選択方式や記述方式）

一般常識・学科問題・専門知識・時事問題等、学力や常識を問うテストです。常識や専門知識があるか否かの基準になります。

●適性テスト　客観的テスト（○× 方式や多岐選択型）

面接試験の判定時の主観性をカバーし、選考の信頼性・客観性が増します。「基礎能力」「特殊能力」「職務適性」「性格特性」「行動特性」「就職意識」などを見ます。

●作文　主観的テスト（論述）

面接ではなかなかうかがい知ることのできない、その人の考えや意欲、将来性などについて具体的に把握したり、面接の補助資料にされます。表現力も含めて、文字の間違いや丁寧さを見られます。

Q 作文・小論文とは？

A

面接試験の日に、その場でテーマが与えられて作文試験を実施する場合や、あらかじめ定められているテーマに沿って自宅で書いて応募書類と一緒に送付したり、面接時に持参したりする場合があります。

作文のテーマは福祉関連のテーマの場合や志望の動機などの一般的なテーマなど、さまざまに実施されています。

テーマ例

- ○あなたは当施設でどのような仕事をしたいと考えますか。
- ○あなたはどうして福祉の仕事を自分の仕事として選んだのですか。
- ○私の将来、夢
- ○あなたの長所･短所を自由に述べてください。
- ○施設の志望理由
- ○これからの社会福祉について

ワンポイントアドバイス

求めるのは＜戦力となる人材＞

●面接試験成功のカギ

近年就職試験にあたって求人側は、学歴より人物を重視する傾向にあります。その意味で、面接で成功することが重要なカギとなっています。「戦力になってくれる人材かどうか」を最大のポイントに求人側は人物をみきわめようとしているからです。

その期待に応えるためには、就職希望の福祉施設等の使命とする業務内容、組織や規模、職種などについて事前調査をし、自分の将来性と合わせ考えをまとめておきましょう。

みなさんの胸の中には、それぞれイメージした希望職種があると思いますが、あまりそれにこだわるのではなく、就職して何年か働いていくなかで、やりたい仕事を自らの力で手に入れる―そんな気持ちが大切ではないでしょうか。福祉の分野には高齢者や子ども、障害を持った人たちのお世話をはじめ、経営管理、渉外、イベントの企画、広報など実に多彩な仕事があります。

④ これから福祉の勉強がしたい方へ

Q 福祉系の学校へ進学するには？

A 福祉の仕事には子どもから高齢者、そして何らかの障害を持った人などのさまざまな方を対象とした職場があり、その職場にも、相談・援助・介護・リハビリなどのさまざまな職種があります。進学を考えるにあたっては、自分が目指す分野や職種をはっきりとさせることが大切です。それぞれの職場・職種に求められる専門性や資格が得られる学部、学科等が設置されている福祉系の学校選びがポイントになってきます。学校説明会や、オープンキャンパスに積極的に参加してみるのも得策です。

福祉の職場や職種についてよくわからない場合は進路指導の先生や福祉人材センターに相談することをおすすめします。場合によっては、施設見学やボランティアに参加してみるのもよいでしょう。

Q 福祉系以外の大学に在籍しているのですが？

A 福祉の仕事に就くには資格取得が有利になってきます。ですから、これから福祉分野に就職を希望されるのであれば福祉系の学校に入りなおして福祉の資格を取得する方法もあります。また、同じ学校の中で福祉系の学部に転部する方法もあります。他の方法では、今の学校を卒業してから求職活動する方法です。ただし、この場合福祉の仕事に関しては無資格・未経験ということになりますので、応募できない分野や職種が出てきます。福祉の仕事を目指すという現在の気持ちが確かなものかどうかいま一度確かめると同時に、どのような職場・職種に就きたいかを明確にすることが必要です。

Q 働きながら資格をとるには？

A 例えば、保育士や教員免許は、夜間の短大・専門学校や大学の通信教育でも取得できます。ただし、福祉関係の学校は、夜間・通信の場合とも、ほとんど施設現場での昼間の実習があります（ただし、社会福祉士資格取得の場合、福祉施設の指導員職や相談業務等に携わっている現職員は免除になります）。さらに通信教育の場合はスクーリング（面接授業）もあります。働きながら資格取得を目指す場合は、それらの実習やスクーリングの際に仕事を休むことになりますので、現場の理解が必要ですが、福祉施設によっては、職員の資格取得を積極的にすすめているところもあります。

3. 福祉人材センターについて

福祉人材センターの利用の仕方などについて説明します。
福祉の就活にはぜひ活用してくださいね！

福祉人材センターって何をしている所なの？？
足を運ばないと登録できないのかしら…

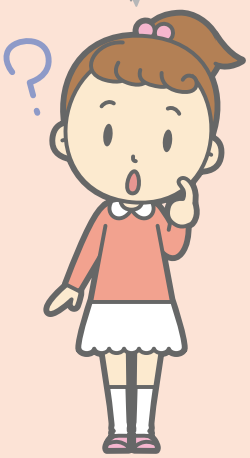

僕はインターネットで登録したよ！
すぐに福祉人材センターに登録してみよう!!

- 福祉人材センターとは
- 福祉人材センターの主な事業
- 福祉人材センターを活用しよう
- 「福祉のお仕事」を利用しよう
- 「求職者マイページ」に登録しよう

福祉人材センターとは

高齢社会の進行などにより、福祉サービスのニーズの増大、高度化、複雑化がいっそうすすむことが予想され、これにより社会福祉従事者を相当数確保しなければなりません。一方、若年労働者の減少がすすむなか、社会福祉に対する国民の理解を深めるとともに、労働条件の改善等による魅力ある職場作りをすすめる等、福祉の人材確保に積極的に取り組まなければ深刻な求人難になることが見込まれます。

このような課題の解決に向け、福祉人材センターは社会福祉法に基づき各都道府県に設置され、茨城県では、茨城県社会福祉協議会が知事の指定を受けて運営しています。

福祉人材センターの主な事業

福祉人材センターは、次の3つを柱に事業をすすめています。

- 働きたい方と人材を求める方の橋渡し
- 福祉職場への就職支援と定着支援
- 福祉従事者の資質向上の支援

福祉人材センターでは、厚生労働大臣の許可を得て「無料職業紹介事業」を行っています。
福祉の職場で働きたい方(求職者)と、人材を求める方(求人者)を結びつけることが主な仕事になります。

また、幅広い人々に福祉への理解・関心をもってもらい、福祉の仕事に参加してもらえるように、福祉の仕事説明会(就職フェアなど)や、(再)就職や職場で生かせる各種講座「ふくし職働(しょくどう)」を行うほか、県内各地で就職相談会による個別相談も実施しています。

さらに、社会福祉事業従事者のための研修や、福祉従事者の専門性の向上を図るために必要な支援を行っています。

福祉人材センターを活用しよう

就職やスキルアップに、福祉人材センターを活用して下さい。

福祉の仕事がしたい…

1 相　　談	福祉に関する資格、仕事等の相談に応じます。 窓口（月～金　9:00～17:00）や電話（029－244－4544）の他、相談員が県内各地に出向いて行う相談会も行っております。
2 求職登録	お仕事を紹介する際には、求職登録をして頂く必要があります。 求職票に必要事項を記入し、受付票が発行されれば完了です。 ※求職登録は、窓口のほか、求職マイページ（⇒P46）からも行えます。 ※登録の有効期間は、一般、学生によって異なります。
3 求人情報等の提供	希望条件に合った求人が出た場合や、求人事業所からのリクエストがあった場合には、ご案内いたします。 求人情報誌『うぇるわーく』を送付します（希望者のみ）。 就職面接会やセミナーなど、福祉人材センターが実施するイベントをご案内いたします。
4 紹介・応募	福祉人材センターに登録のある求人に応募される方は、紹介状の発行をいたしますので、必ずセンターにご連絡ください。 面接日の調整等もお手伝いいたします。
5 選　　考	筆記試験・面接・作文などがあります。 事業所によっては、資格証明書の提出や適性診断を行うところもあります。
6 採否結果	求人事業所から直接本人に、採否の連絡があります。 結果が分かったら、福祉人材センターにご報告ください。 ※採用の場合は、原則、求職登録を抹消いたします。

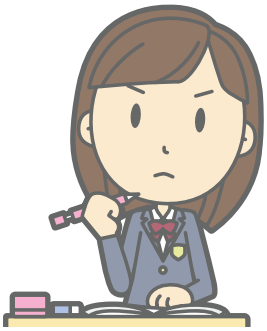

「福祉のお仕事」を利用しよう

「福祉のお仕事」は、全国の福祉人材センター・福祉人材バンクが運営する、福祉分野の求人情報に関する**日本最大のＷＥＢサイト**です。

茨城県福祉人材センターに登録のあった求人情報はもちろん、全国の求人内容をいつでも確認することができます。

また、各施設･事業所の理念、サービス、福利厚生などに関する詳細な情報、イベント等の最新情報も掲載しています。

福祉のお仕事 FUKUSHI-JOB SEARCH

福祉のお仕事 検索

http://www.fukushi-work.jp/

MEMO

「マイページ」に登録しよう

あなたのお仕事探しを効率的に！

毎日「福祉のお仕事」をチェックするのは難しい…
「いいな」と思った求人をいくつか比べてから検討したい…
今すぐ就職、というわけではないけれど、情報はチェックしておきたい…

という方は、
ぜひ「マイページ」
にご登録ください。

登録は「福祉のお仕事」トップページから

MEMO

資料からみる茨城の姿、私たちの暮らし

（1）人口減少時代の到来

茨城県の人口は、平成 12 年(2000 年)の 299 万人を頂点として、平成 22 年(2010 年)には 297 万人、令和 2 年(2020 年)は 285 万人と減少が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、今後、人口は急速に減少を続け、令和 22 年(2040 年)には 238 万人になるものと推計されています。

茨城県の人口及び将来推計人口

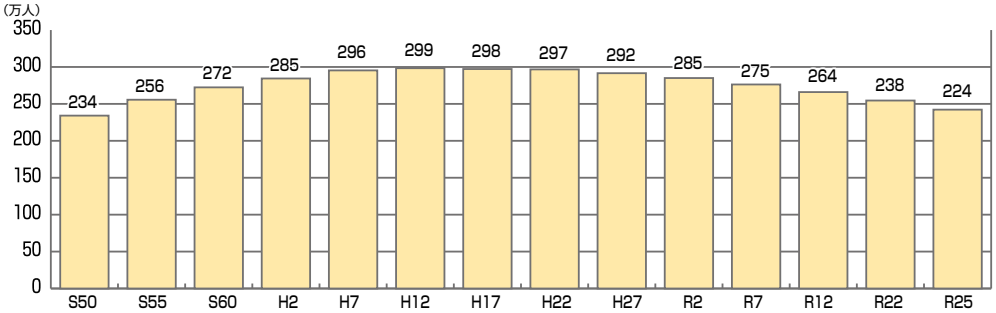

(出典)令和2年(2020 年)までは国勢調査、令和7年(2025 年)以降は国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口による

（2）少子化の進行

茨城県における出生数は、戦後の第一次ベビーブームを過ぎた昭和 25 年（1950 年）頃から減少を始め、昭和 30 年(1960 年)代後半に約 3 万 5 千人程度まで減少した後、第 2 次ベビーブームの影響で、昭和 48 年(1973 年)には約 4 万 2 千人まで回復しましたが、昭和 50 年(1950 年)以降再び減少傾向にあります。

少子化の背景の要因としては、「未婚化及び非婚化の進行」、「晩婚化及び晩産化の進行」、さらに「夫婦出生数の減」が大きな要因となっています。

茨城県の出生数及び合計特殊出生率

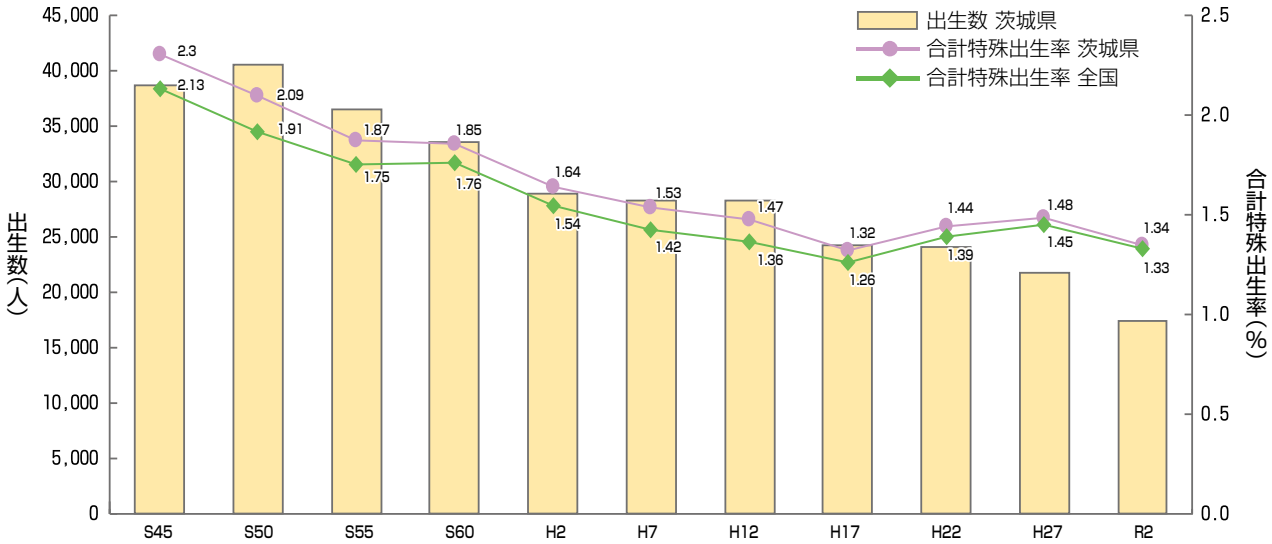

(出典)厚生労働省の人口動態統計・大好きいばらき次世代育成プランによる

（3）高齢化の進行

日本は高齢化が急速に進んでおり高齢化率は世界一です。
茨城県の高齢化率は、令和3年（2021年）1月1日現在で約30%に達し、令和7年（2025年）には人口の約5%を占める団塊の世代が75歳以上となり、今後も高齢化率はさらに上昇して行くことが予測されるなど、本格的な超高齢化社会を迎えます。
高齢者人口は、令和7年（2025年）には、年少人口（0～14歳の人口）の約2.9倍、令和22年（2040年）には約3.9倍になると予測されています。

茨城県と全国の高齢化率

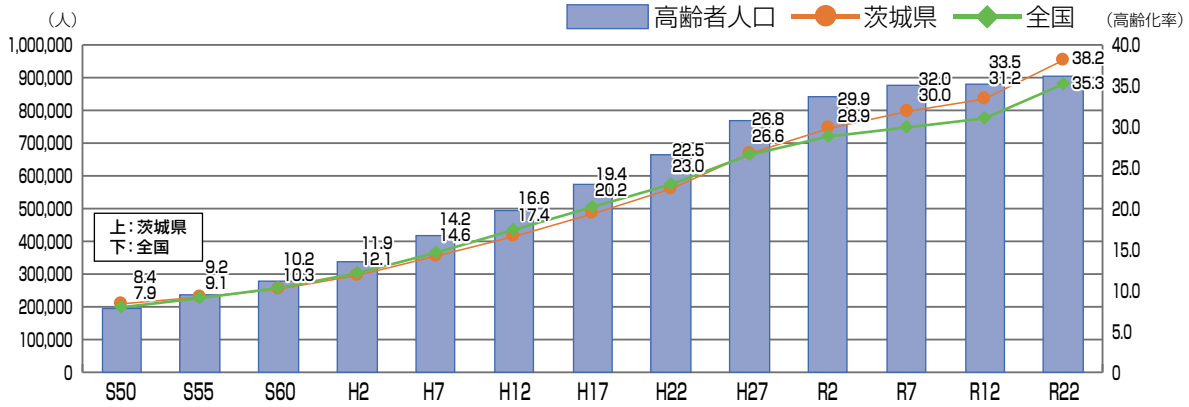

（出典）令和２年（2020 年）までは国勢調査、令和７年（2025 年）以降は国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来推計人口による

（4）障害者の状況

茨城県では、障害者が年々増加しているほか、障害の重度化や重複化、多様化、高齢化が進んでいます。
なお、本県の身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、令和2年（2020年）度末134,106人となっており、県人口の約4.7%を占めています。

茨城県の障害者数

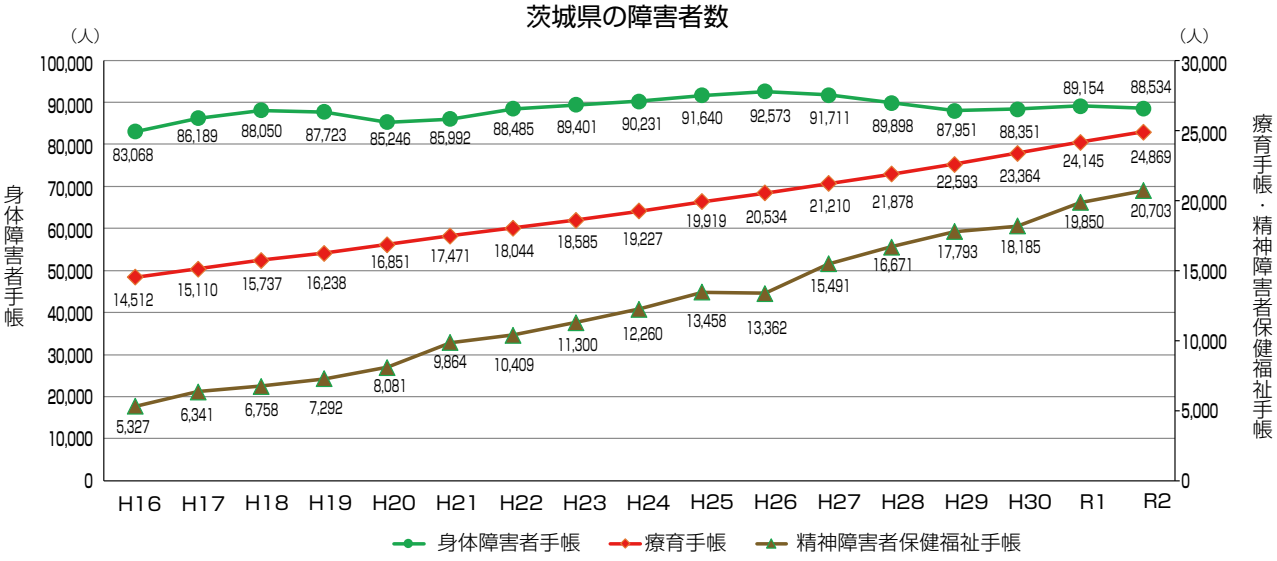

（出典）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳交付数（茨城県）による

高齢社会って何だろう?

現在、日本の全人口の約29.1%（2021年9月15日現在）が高齢者なんだ。高齢者人口が全人口の7%を超えると高齢化社会、14%を超えると高齢社会、21%を超えると超高齢社会に分類されるんだよ。日本は世界で最初に超高齢社会を迎えたんだ！

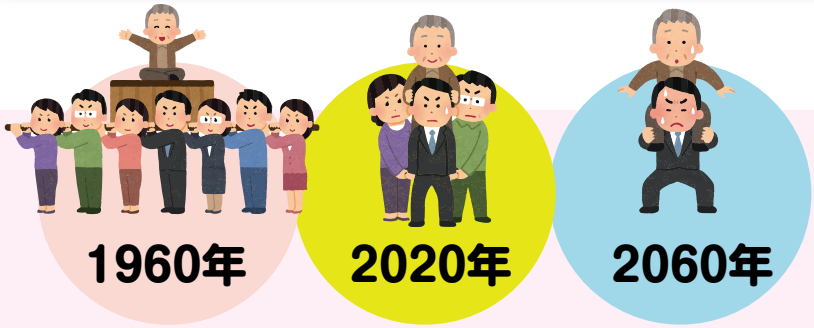

日本は、「肩車型社会」というかつて経験のない社会に突入しようとしている。
肩車型社会とは、高齢者1人を支える現役世代が限りなく1人に近づいた社会です。
少子高齢化の進行により、2060年頃には高齢者1人を支える現役世代の人数は1.3人になると予想されている。

●高齢になると…身体や精神の機能が衰えてきます。そのことにより、生活面にも影響してきます。

	初期段階	重度化すると
身体機能の低下	筋力、視力・視界が低下し、動きが鈍くなり、手足の動く範囲も狭くなる。	自分で歩くのが困難になる　など
精神機能の低下	物忘れが多くなる	認知症になり、適切な判断や意思表示が困難になる　など
生活能力の低下	買い物などの行動がつらくなる	自炊や入浴ができなくなり、健康管理に支障がでてくる　など

●誰が高齢者を支援するのか?

子どもや孫などと同居している高齢者世帯は年々減少し、また子ども夫婦が共働きで、日中はお世話することができない家族が増えています。また認知症や介護の必要な高齢者が増え、きちんと対応するには専門的な知識や技術を必要としています。

「認知症の方とどのようにコミュニケーションを取ればいいの?」
「固い物を食べられなくなってきた。
バランスよく栄養を取ってもらうにはどうしたらよいか?」
「手足がほとんど動かなくなってきたが、どのように介助したらいいの?」……

など家庭で介護している方は様々な不安を持っています。

そこで福祉・介護のプロの出番です!

福祉の仕事、ありかも。

まずは体験！
参加費 無　料

中学生・高校生の体験も大歓迎！

福祉・介護の仕事に興味・関心のある方

職場体験できます

参加対象者	福祉、介護の仕事に興味、関心を持っている中学生以上の方
体験施設（高齢分野）	◇特別養護老人ホーム ◇介護老人保健施設 ◇デイサービス 等
体験内容（例）	・利用者の介護、介助（車イス介助、食事や入浴の介助など） ・作業補助（配膳、洗濯物の整理、清掃など） ・利用者との交流（話し相手、レクリエーションなど） ※各施設・事業所が用意するプログラム
体験期間	一人あたり 10 日以内（一日あたり概ね６時間）
そ の 他	・交通費、昼食代は各自負担 ・施設、事業所によって健康診断や検便等が必要な場合もあります。（各自負担）

【問合せ・申込み】
社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会　茨城県福祉人材センター
〒310-8586　水戸市千波町 1918　ｾｷｼｮｳ・ｳｪﾙﾋﾞｰｲﾝｸﾞ福祉会館 2 階
TEL：029-244-4544（平日 9:00～17:00）　FAX：029-244-4543

介護福祉士等の資格をお持ちの皆さん

届け出るだけで、いつでも福祉・介護の仕事の各種相談・サポートがずっと受けられる

介護の有資格者 届出制度をご活用ください。

届出できる資格・研修

介護福祉士	介護職員初任者研修	介護職員実務者研修	旧ホームヘルパー養成研修1級・2級課程	旧介護職員基礎研修	入門的研修

厚生労働省 中央福祉人材センター 都道府県福祉人材センター

登録はこちらから

福祉のお仕事 www.fukushi-work.jp 検索

ひと、くらし、みらいのために 厚生労働省

連絡先・センター／バンク名　茨城県福祉人材センター　TEL：029-244-4544

令和４年度

https://www.fukushihoken.co.jp

ふくしの保険　検索

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険

保険金額・年間保険料（1名あたり）

団体割引20%適用済／過去の損害率による割増引適用

保険金の種類 ＼ プラン			基本プラン	天災・地震補償プラン	【新設】特定感染症重点プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円		
	後遺障害保険金		1,040万円（限度額）		
	入院保険金日額		6,500円		
	手術保険金	入院中の手術	65,000円		
		外来の手術	32,500円		
	通院保険金日額		4,000円		
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償
	地震・噴火・津波による死傷		×	○	○
賠償責任の補償	賠償責任保険金（対人・対物共通）		5億円（限度額）		
年間保険料			350円	500円	550円

＊4月1日付で前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

商品パンフレットは
コチラ

（ふくしの保険ホームページ）

＜基本プランに加入される方へ＞

基本プランでは、地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。

◆年度途中でボランティア活動保険に加入する場合には「特定感染症重点プラン」への加入をおすすめします。

例えば、被災地での災害ボランティア活動や当初予定していなかったボランティア活動への参加にあたり、新型コロナウイルス感染症をはじめとした特定感染症への備えとして、特定感染症重点プランに加入いただきますと、より安心してボランティア活動に参加いただけます。

ボランティア行事用保険（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

送迎サービス補償（傷害保険）

福祉サービス総合補償（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者　社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）
この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店　株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667
受付時間：平日の 9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

〈SJ21-10723 より抜粋して作成〉

令和４年度

新型コロナウイルスを含む特定感染症に対し、新たなオプションが追加されました

ホームページでも内容を紹介しています
https://www.fukushihoken.co.jp

社会福祉施設総合損害補償

しせつの損害補償

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン1 施設業務の補償

（賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、サイバー保険、動産総合保険、費用・利益保険）

❶ 基本補償（賠償・見舞費用）

保険期間１年

▶保険金額

		基本補償（A型）	見舞費用付補償（B型）
賠償事故に対応	身体賠償（１名・１事故）	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償（１事故）	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償（期間中）	200万円	200万円
	うち現金支払限度額（期間中）	20万円	20万円
	人格権侵害（期間中）	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失（期間中）	1,000万円	1,000万円
	徘徊時賠償（期間中）	2,000万円	2,000万円
お見舞い等の各種費用	事故対応特別費用（期間中）	500万円	500万円
	被害者対応費用（１名につき）	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用		死亡時 100万円 入院時 1.5~7万円 通院時 1~3.5万円

- ●オプション1 ●訪問・相談等サービス補償
- ●オプション2 ●施設の医療事故補償
  - ・医務室の医療事故補償
  - ・看護職の賠償責任補償
- ●オプション3 ●施設の借用不動産賠償事故補償
- ●オプション4 ●クレーム対応サポート補償

NEW
- **●オプション5 ●施設の感染症対応費用補償**

休業補償から各種対応費用までワイドな安心

❶休業や縮小営業による収益減少はもちろん、収益減少を防止・軽減するための人件費なども補償
❷消毒・清掃費用や自主的なPCR検査費用など、かかった費用を幅広く補償
❸感染症対応特別費用で定額20万円を早期に受取り

❷ 個人情報漏えい対応補償　❸ 施設の什器・備品損害補償

プラン2 施設利用者の補償

（普通傷害保険）

❶ 入所型施設利用者の傷害事故補償
❷ 通所型施設利用者の傷害事故補償
❸ 施設送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン3 職員等の補償

（労働災害総合保険、普通傷害保険、約定履行費用保険、雇用慣行賠償責任保険）

❶ 職員の労災上乗せ補償
　●オプション：使用者賠償責任補償
❷ 役職員の傷害事故補償
❸ 役職員の感染症罹患事故補償
❹ 雇用慣行賠償補償

プラン4 法人役員等の補償

（役員賠償責任保険）

社会福祉法人役員等の賠償責任補償

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。●

団体契約者　社会福祉法人 **全国社会福祉協議会**

〈引受幹事保険会社〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL：03（3349）5137
受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

取扱代理店　株式会社 **福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL：03（3581）4667
受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

（SJ21-12224 から抜粋）

あなたの仕事は、

みんなの幸せをかなえる力になる。

あなたの仕事。

それは、未来のあなたへの道しるべ。

そしてその道は、きっと、

誰かの幸せにつながっている。

あなたがあなたらしくあること。

あなたが誰かのためにいること。

さあ、大切なものを見つけよう。

ふくしのお仕事　はんど・ぶっく

令和４年７月発行

発　　行　社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会
問い合わせ先　社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会　福祉人材・研修部
茨城県福祉人材センター
〒310－8586　茨城県水戸市千波町 1918
TEL　029－244－4544（福祉人材センター）
FAX　029－244－4543

茨城県社会福祉協議会案内図

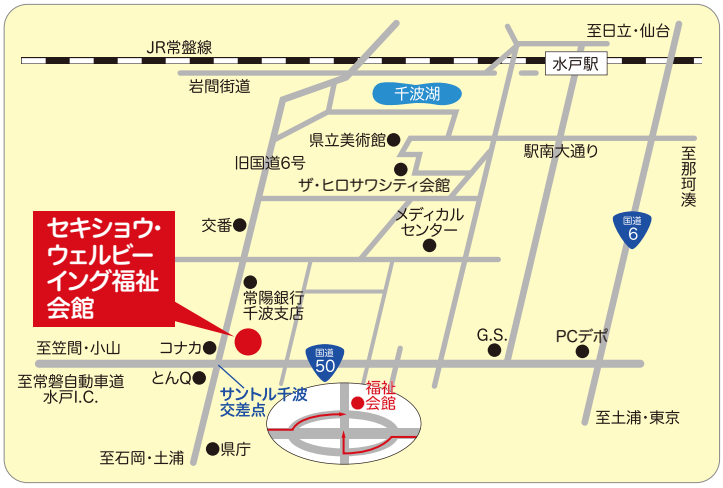

※茨城県社会福祉協議会は、セキショウ・ウェルビーイング福祉会館の2階です。

交　通

■ バ　　ス …JR水戸駅北口6番乗り場から、関東鉄道バス【石岡・鉾田・小川・平須・県自動車学校・奥ノ谷坂上・県庁バスターミナル・水戸医療センター・植物公園・市立競技場】行きの「県福祉会館前」下車（乗車時間　約20分）。

■ タクシー …JR水戸駅南口から約15分。

■ 自家用車 …常磐自動車道水戸I.Cから国道50号バイパスを大洗方面へ約10km。または、北関東自動車道水戸南I.Cから国道50号バイパスを笠間方面へ約7km。

社会福祉法人　茨城県社会福祉協議会

茨城県福祉人材センター

〒310−8586　茨城県水戸市千波町1918番地 セキショウ・ウェルビーイング福祉会館
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会内

TEL：029−244−4544
　　029−244−3727（無料職業紹介所）
FAX：029−244−4543

■ 開　所　日 …月曜日〜金曜日
　＊土・日・祝及び年末年始はお休みです。

■ 開所時間 …9:00〜17:00

■ 受付時間 …9:00〜11:30・13:00〜16:30